

(様式1)

分譲宅地購入希望者紹介書

平成 年 月 日

長野県住宅供給公社
理事長 様

住 所
紹介者 氏 名 ⑩
電話番号 — —

私は、長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領第4条による購入希望者を下記のとおり紹介します。

記

購入希望者	住 所 氏 名 電話番号 — —
団 地 名	・浦野南団地 ・くるみ台団地 ・山本団地
区 画 番 号	号区画

【購入希望者確認書】

私は、上記の者を紹介者として認めます。	
氏 名 :	⑩
住 所 :	
確認年月日 :	平成 年 月 日

長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領

平成 28 年 10 月 17 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）が販売する宅地（以下「宅地」という。）の購入にあたり、当該宅地を紹介した者（以下「紹介者」という。）に対して分譲宅地販売促進報奨金（以下「報奨金」という。）を支払うことについて、必要な事項を定める。

(支払対象者)

第 2 条 報奨金の支払いを受けることができる紹介者は、個人又は法人とする。但し、個人の場合は宅地の購入を希望した者（以下「購入希望者」という。）と同一世帯又は生計を一にする者は支払対象者としなない。

- 2 長野県住宅供給公社職員、及び同一世帯又は生計を一にする者は支払対象者としなない。
- 3 長野県暴力団排除条例第 2 条 (2) に定義される者、及び同者に関する法人は支払対象者としなない。
- 4 前項の規定による交付は、宅地 1 区画につき 1 人又は 1 法人とする。

(報奨金額)

第 3 条 報奨金額は宅地 1 区画につき 100,000 円とする。

(購入希望者の紹介)

第 4 条 報奨金の支払いを受けようとする紹介者は、分譲宅地購入希望者紹介書（様式 1）を購入希望者が公社に申込みをする前に提出するものとする。

(紹介者および報奨金の支払い決定)

第 5 条 公社は、購入希望者に所有権移転登記が完了した時は、紹介者に対し分譲宅地販売促進報奨金確定通知書（様式 2）により通知するものとする。

(報奨金の支払い)

第 6 条 公社は、前条の通知交付後に紹介者が提出する分譲宅地販売促進報奨金支払請求書（様式 3）により紹介者へ報奨金を支払う。

(対象宅地)

第 7 条 本要領の対象とする宅地の範囲は、必要な都度、別途定める。

(補則)

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。